

<8744>

第三編 經理編

第一章 概 說

1919

大正八年市區改正設計の決定があり、翌九年都市計畫法並びに市街地建築物法が施行せられて都市計畫に關する一貫の基本法令が整つたので、大阪市は急遽實施を要する事業を選り都市計畫事業案を樹て、¹⁹²¹大正十年三月内閣の認可を得たことは既述の如くである。

市區改正設計以來、市當局の懊惱の種であつたのは財源問題であつた。舊時代の都市を近代文化的の都市に改造するが爲には、莫大な經費を要することは云ふ迄も無い。市の中心部は既に甚だ地價の昂騰を招いてゐたが爲に、目貫きの場所に於て幅員二十四間以上なる街路を擴張するのみでも著しく經費を要するわけであつた。當時池上市長の下に助役であつた後の關市長は財源について研究するとともに事業費所要額を調査せしめた結果は概算一億四千餘萬圓となつたが、(後述連年收支調参照)之を一般行政費同様に計上して全市民に負擔せしめることは當局としても忍びない點であつた。水道事業或は運輸事業にあつては相當の鉅資を投ずるも、事業收入に依つて之を償還する途があるが、都市計畫事業については直接之による収益が無い關係上、財源の調査に關しては慎重に考慮を加へざるを得なかつたのである。

此の問題については内務省當局に於いても調査を進めたが、一方大阪市は特別負擔金收入として受益者負擔金を創設することとし、道路の新設または擴張に際し沿道の土地所有者に對して、その受くる利益の幾分を事業費の一部として負擔せしむる案として内務省の内意を伺つたのである。道路が新設され又は擴張された場合、その沿道の土地の價額が昂騰することは過去の例によつて瞭かであり、此の場合土地所有者は何等の勞無くして利益を享けるものであるから、その値上りの一部を負擔金として事業費のために釀出することは當然のこととされた。尤も此の事業によつて間接に利益を享ける一般市民も亦此の費用を負擔すべく、市税として賦課されるのであるが、直接多くの利益に與る土地所有者にその經費の一部を負擔せしめやうとする市の案に對して内務省としては異存のある筈は無かつた。(註一)

内務省も之と同様の考へから大正九年に受益者の指定に關する省令(第四編參考)を公布した。一方大阪市の受益者負擔金制度に關し考究の結果、之を獨り大阪市のみの問題とせず、全國的に各都市の都市計畫事業財源たらしめることとし、大阪市に對しては大正十一年八月内務省令によつて規程を公布した。茲に於て市は大正十二年度

市 勢 概 要

年 度 末	面 積 方 呎	總 人 口 人	純 歲 出 圓
大 正 6 年	58.45	1,557,986	13,276,600
10 年	58.45	1,296,200	49,299,596
13 年	58.45	1,431,500	88,352,432
14 年	181.69	2,114,804	96,307,448
昭 和 4 年	185.13	2,403,800	120,765,713
8 年	187.28	2,654,000	139,350,850
12 年	187.37	3,213,000	179,007,863
15 年	187.44	3,252,340	200,875,917

より受益者負擔金として先づ四十六萬五千五百一圓を收入してゐる。これは豫算科目においては特別負擔金として計上してゐるものであつて、その前年たる大正十一年度當初豫算にも同様の科目名稱を用ひ五十萬一千餘圓を計上してゐるのは、當時受益者負擔金としての法的根據が無く假に特別負擔金として計上したものである。

市當局としては都市計畫事業財源の捻出については餘程慎重を期した。また内務省としても、一般市民の負擔を軽減するための財源として國庫補助を下附し、或はまた間地稅及び土地増價稅等の特別稅を附與することとした。然るに、國庫補助は逐年減額の運命を辿り終には下附されぬ事となつて來た。一方、關東震災火災を機として都市の空地増設運動が擡頭するに及んで、空地に課稅するの不合理が叫ばれ間地稅も不渡りとなつた。なほ、土地増價稅に至つては、貴族院から「土地ニ課稅スルコトハ地租ト同一デアルカラ、法律ニ據ルベク、政府ハ法律案トシテ議會ニ提案スベキデアル」との反對を受け、結局勅令によつて之を制定することを封ぜられたが其の後は遂に實現を見る機會が無く、斯くして兩稅は一應本市の豫算面上には現はれてゐたが、暗から暗へ葬られた容となつたのである。

敍上の如く、都市計畫事業財源は次第に逼迫し、豫定の如く事業を進捗せしめることが出来なくなつた。他方、都市計畫事業決定の土地はその利用につき著しく效用が減殺され例へば道路と確定した土地の如きは建物を築造すれば後日立退補償が得られねいと言ふが如き事情に在つたために、豫定年度内に事業を實施することはいよいよ急を要するわけであつた。其の後市會に於ても此の問題を特に取り上げたので、昭和八年度には營業稅、雜

種税の附加税を計上し、前者は本税一圓に付き四十錢總額十三萬八千六百圓、後者は本税一圓に付き四十錢總額百十五萬九千二百圓を見込むこととなり、之に對しては市會でも相當論議したが、結局事業進捗のためには餘儀なきものとして原案を可決したことがある。

都市計畫事業が國家事業であるとの見地から約束された國庫補助が次第に消滅し、間地税、土地増價税は實現を見るに至らず、(註) 残る主要なものとしては、受益者負擔金のみとなつた都市計畫事業財源に關する市當事者の苦心は深刻なものであつた。(第四編關市) (長手記参照)

以下においては市區改正調査時代の經理、當初都市計畫事業時代の經理、現行繼續事業の經理、財源の説明並びに參考資料の順によつて記録を進めることとする。

(註) 一 受益者負擔規程制定ニ關スル都市計畫大阪地方委員會議事速記録摘録

日 時 大正十一年七月三日午後一時開會
出席者 會長池松時和他委員幹事三十四名

議 事 目 録

議第一〇號

一 大阪都市計畫道路新設擴張事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件
議第一一號

一 大阪都市計畫路面改良事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件
其他

○議長(池松時和君) 三月十五日附ヲ以テ内務大臣ヨリ道路新設擴張事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件、之レヲ本會ノ審議ニ附セラレマシタ、之レニ就テ會議ヲ開クコトニ致シマス

議第一〇號 内務省發都第一二號

都市計畫大阪地方委員會

大阪都市計畫道路新設擴張事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件別紙ノ通定メモトス
右都市計畫法施行令第十條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ附ス
大正十一年三月十五日

内務大臣 床 次 竹 二 郎

(原 案 省 略)

(參考) 第一〇號議案ニ對スル常務委員會ノ意見
議第一〇號 大阪都市計畫道路新設擴張事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件左記ノ通意見ヲ附ス

決 議 案

大正十一年三月十五日内務省發都第一二號ヲ以テ本會附議ニ係ル大阪都市計畫道路新設擴張事業ニ依ル受益者ニ對シ負擔セシムル費用及其ノ負擔方法ニ關スル件別紙ノ通決議候也

年 月 日

内務大臣 水 野 鍊 太 郎 殿

都市計畫大阪地方委員長 池 松 時 和

第一次大阪都市計画事業誌

(P. 611-621 <8>44)

昭和19年4月1日発行
大阪市役所

非売品、限定出版

第四編 餘録編

第一部 第一次都市計畫事業餘録

大阪都市計畫十年財政の苦心

關

大正8年(1919)都市計畫法



第一部 第一次都市計畫事業餘録

本市が現に施行中の所謂第一次都市計畫事業は、大正十年三月十九日内閣の認可を得て成立したものであつて本市の都市計畫事業としては、全く嚆矢のものである。

註——本稿ハ故關大阪市長ガ、大阪都市計畫事業着手十周年(昭和六年)ニ際シ、大阪都市協會發行「大大阪」(第七卷第六號)ニ寄稿セラレタモノデアル、第一次都市計畫事業立案執行ノ當事者トシテノ腐心ヲ窺フニ餘ストコロナク、大阪都市計畫財政小史トモ稱スベキモノデアル(寫眞ハ本稿執筆當時ノ關博士)

1921

爾來幾多の問題はあつたにせよ、着々其の歩武を進め、茲に十周年を迎へ得たことは、本市發展の爲め誠に同慶に堪へぬ所である。抑も本市の都市計畫は、其の端を遠く明治十九年に發し、後大正六年本市に都市改良計畫調査會を設けて、市街改良計畫の根本的調査を遂げた。翌七年六月東京市區改正條例が本市に準用せられたので、大阪市區改正委員會が公式に設けられ、其調査の結果が今日尙ほ本市都市計畫の基調を爲せる大阪市區改正設計として、同九年一月に決定せられたのである。然し是等は全く基本的計畫であつて、未だ之を實施するの運びには至らなかつた。其年本邦都市計畫の綜合的法制たる都市計畫法が施行せらるゝに及び、本市に於ける都市計畫事業に實施の機運が俄かに熟した。其處で市區改正設計中緊急施行を要するものを選択して、同年十二月都市計畫大阪地方委員會の議に付し、翌十年三月内閣の認可を得て成立を見たのであつて、之が所謂第一次都市計畫事業である。此の事業の概要は(1)御堂筋外二十四路線の街路の新設及擴張、(2)既設街路中面積凡二十五萬坪の舗裝及び(3)面積凡六萬七千坪の路幅整理事業の施行で、經費總額一億四千二十萬圓を以て大正十年度乃至同十六年度迄の繼續事業として實施せむとするものであつて本市都市計畫の議を生じたる明治十九年より見れば實に三十數年來の懸案が茲に解決せられたものであり、都市計畫事業史上、誠に特筆すべき事象である。

此の第一次都市計畫事業に付ては、大正十二年九月關東大震災火災の慘害に鑑み既定計畫を擴張するの必要を認め、翌十三年十一月内閣の認可を得た。之れが現在の所謂更正第一次都市計畫事業である。従つて其の經費總額は二億二千二百四十萬餘圓に上り、昭和八年

ポンパン
がよる

度迄の繼續事業として現に施行の道程にある。此の更正計畫によれば(1)街路の幅員を増し四十二路線の新設及擴張を行ひ、(2)八十二橋を耐震耐火的構造に改築し、(3)既設街路面積凡十八萬坪の舗裝、(4)面積六萬七千坪の路幅整理及び(5)五路線に渉る建築敷地の造成事業の施行であつて、本市現行の都市計畫事業の代表的のものである。然しながら此の事業の遂行には巨額の資金を要するのに、現行法制上與へらるゝ所の特種財源が誠に乏しき爲め當初より財政計畫上かなり苦心をしたのみならず、事業中途に於て豫定の國庫補助金は政府財政の都合に依り打切りとなり、當初政府が制定を公約した税制の制定なき爲め税收入に著しき缺陷を生じた。且つ又政府の非募債政策に會して起債の許可常に遲滞せるものがあつて、既定年度制による昭和五年度迄の起債豫定額は七千四百十六萬圓なるに、其の許可を得たものは漸く四千八百九十八萬三千餘圓に過ぎない。而かも最近許可せらるゝものは、年額六百餘萬圓を出でないの、年々豫定財源の充足を缺き、事業執行上少からぬ苦心を重ねつゝあるが、幸に橋梁の改築、路面舗裝及び路幅整理事業の如きは、殆んど完成に近づき、街路の新設擴張事業も五割六分餘の工程にありて、全事業を通じ六割餘の工程に達した。然し之を豫定年度制の工程七割九分なるに比すれば相當多くの遅延を示し、夫れだけ市民の期待に反してゐることは事情已むなしとするも、誠に遺憾である。加之、今後事業年度中に於て、其の不足財源を回收し難きものがあるが爲め、本事業は茲に再び更正の已むなきに立至つてゐる。

クグ^{ちまた}ニ^並

第一次都市計畫事業と並び本市として重要なものは、所謂第二次都市計畫事業である。前者が本市の既成街衢の改造事業なれば、後者は本市の建設事業である。而かも前者は道路中心主義の計畫なりしも、後者は更に運河、公園、下水道、墓地に關するものを加へて、實に本市の総合的都市計畫とも言ひ得べきものである。即ち此の第二次都市計畫は、本市が大正十四年東西兩成郡下四十四ヶ町村を編入したる後を受けて、舊市と新市との連繫的發展に資する爲め企畫せられたものであつて、其の計畫は當然新舊兩市域に涉り、(1)百一路線の街路新設及び擴張、(2)十五の運河開鑿、(3)五ヶ所の下水處理場及び八ヶ所の抽水所の設置、(4)四十六ヶ所の大小公園及び十二ヶ所の公園道の設置及び南北二ヶ所の墓地の建設であつて、其の工費總額は實に四億六千萬圓に上るものである。

右の外本市の都市計畫事業としては、第一期乃至第三期に亘る下水道改良事業があり、寢屋川附近都市計畫事業があり、第一期高速鐵道建設事業があり、又大阪驛前整理都市計畫事業がある。就中下水道改良事業に付ては其の工費二千六百四十萬餘圓を以て、既に大正十一年度より着手し、其の一期及び二期工事は既に完成し、目下第三期事業に着手中であり、寢屋川附近都市計畫事業は、工費三百六萬五千餘圓を以て、昭和二年度より工事を起し、昭和六年度に於て完成の豫定であり、第一期高速鐵道建設事業は工費七千五百十六萬餘圓を以て、目下工を急ぎつゝある。然れども第二次都市計畫は其の財源に充當すべきも

の全く乏しき爲め、未だ之を事業として施行するに至らず、大阪驛前整理都市計畫事業は、既に事業年度に達したるも、財界不況の爲め財源難に禍され、其の工を起すの機に到達しないのである。尤も第二次都市計畫は、所謂大大阪建設の爲め、特種の意義を包藏せるものなるを以て、之が實施に付ては不斷の努力を費しつゝあるを以て、近く具體的計畫の樹立を見得るものと思はれる。

三

上來述べたる如く、大正十年第一次都市計畫事業が決定せられて以て、本市に於ける都市計畫及び其の事業は誠に長足の進歩を遂げつゝあるも、其の實行が常に必ずしも之に伴はざるものあるは、誠に遺憾とする所である。由來都市計畫事業の遂行は都市百年の大計を具現するものであり、殊に本市の如く各般に涉り施設經營を爲すに方りては、其の遂行上巨費を要すべきに、之が爲め與へられたる特種財源は極めて狭少なるを以て、勢ひ一般市民の負擔に依り、一般市財政の遺縁^{ヤク}により此の巨額な財源を捻出しなければならぬのであるから、計畫と實施とが動もすれば齟齬せんとするのである。即ち現に都市計畫法が齎したる特種財源としては、都市計畫特別税都市計畫法第八條、受益者負擔金同法第六條及び國有河岸地收入(同法第九條)に外ならぬ。而して是等の特種財源に依り、果して何程の事業費を産み出せるかと云ふに、國有河岸地收入の如き年收僅に一萬餘圓に過ぎず、又事業財源として重要な役割を持つ受益者負擔金にありては、事業費の四分の一乃至二分の一

を徴收し得るに似たれども、現行受益者負擔金徴收の規定を以てしては、巨費を投ずる橋梁に關しては受益者負擔金の徴收を認められず、其の他の街路事業に付ても沿道の有租地に關してのみ課税を認められるの結果、無租地及び公水面を多數に包藏する本市にありては、其の實際収入は豫定収入の七〇%乃至七八%に過ぎない。而かも負擔金の徴收は工事着手後に於て行はれるのであるから、用地買收後工事着手迄に相當の歳月を経るので、其の間工事費は他の財源から立替て置かねばならぬ實情であり、いざ負擔金を課して見ても引續く財界の不況は義務者の負擔力を減殺して居るが爲めか、關係者から種々の苦情が出て、果ては長期の分納と云ふことになる。而かも年々多數の滞納者を生じ、之が整理督勵の爲め思はぬ努力を要するのである。斯様な有様であるから折角の事業財源たる受益者負擔金も畢竟事業の爲め借入れた公債の利拂に充てるの外はないのである。

ひつしきりつまり

四

都市計畫特別税は都市計畫法の與へたる唯一の恒久的財源ではあるが、其の税種が必ずしも事業の性質に合致せるものとは云へず、而かも税制改正の都度本税に少からぬ脅威を齎し、之亦主たる事業財源として信頼を繋ぐには力乏しい感がある。本市が第一次都市計畫事業の實行計畫を立つるに方り、最も貴重なる財源と認め、而かも政府當局の了解を得て計上した土地増價税の如き、其の當時は殆んど成案を見、近く實施せらるべかりしものであつたが、何が故か今日迄實現を見ない。之が爲め本市は年額七十餘萬圓乃至百十餘萬

圓の豫定歳入に缺陷を來しつゝある。而かも今年地租法の改正により地租が土地の賃貸價格を課税標準とするに及んで、土地増價税の出現は益々困難を加へ來つた。尙當時土地増價税と併び論ぜられたものに間地税があつた。之れも都市計畫特別税としては、相當有意義のものであつたが、今日では實現の可能性はないものと見なければならぬ。斯くして都市計畫法第八條は、勅令を以て特別なる税種を指定し得ることゝはなつてゐるが、是等意義ある税種にして指定せられざる限り、先づ當分見込なきものと思はねばならぬ。都市計畫事業が主として土地の改良的施設なるに鑑みる時は、其の事業財源は相當之を土地負擔に求むべきものなるに、上來の二税にして成立せざる今日にありては、僅に地租割及び特別地税の兩者の外なきも、後者は殆んど擧げ得べき税収入なく、前者にありても決して満足すべきものでない。本市都市計畫特別税の實例に徴しても營業收益税割及家屋税が九〇%を占むるに地租割は僅々一〇%であつて、其の課税の權衡は必ずしも妥當とは認め難い。營業收益税割は大正十五年税制改正に際し、從來外形標準をとりたる營業税を、營業の純益を標準とする營業收益税に變へた結果、本税額は著しく減少し、而かも近時財界の不況が反映して、此の營業收益税割は年と共に減少して居る。加之、第五十九議會で、地租法の制定及びロンドン海軍條約の結果による減税案の成立に伴ひ、本市の如き營業收益税に於て著しき減少を來すのであるのに、都市計畫特別税にあつては地租割の税率を低下しながら、營業收益税割の増率をしなかつた。此の結果、本市の如き更に年々相當の減收を來すものと覺悟しなければならぬ。

五

斯くして都市計畫法の齎した特種財源は巨費を要する本市都市計畫事業の全般を満足せしむることは出来ない。結局他の財源を以て補足するのなれば、此の大事業を遂行することは出来ない。其處で第一期乃至第三期の下水道改良事業に付ては、上水道事業の収入金を以て事業債の償還に充て、高速鐵道建設事業に付ては、其の事業經營開始後の収入金を以て事業債の償還に充つることとし、又寢屋川附近都市計畫事業に付ては、事業に因て生ずる造成宅地の賣却代を財源に充つる等、各事業特有の財政計畫を樹て、事業に着手して居る次第である。

第一次都市計畫事業は、かゝる特種の財源を保有しないので、其の財政計畫を樹つることとは、當時かなりの苦心であつて、結局普通市税、電氣軌道利益金、國庫補助金及び造成宅地の賣却利益金等を以てし、尙ほ不足金八千九百七十萬圓の公債を起すこととし、大正十四年度以降昭和八年度迄に繼續費二億三千四百五十餘萬圓を設けて工事を進めたのである。所が國庫補助金に付ては、當時政府の取扱は道路工事費の三分の一を下付せらるゝのであつたから、事業年度中千九十餘萬圓の収入を豫定したが、後國庫財政の都合上俄に補助金を打切り、大正十四年度迄の既支出額に對してのみ補助せらるゝことになり、而かも其の下附金は年々二三十萬圓を出ないと云ふ有様で、之が爲め事業年度中に八百餘萬圓の収入缺陷を來す處を生じた。夫れに新市方面五路線の沿道に建築敷地を造成し、之を相當

價格に賣却して事業財源に充當せむとしたのであるが、新市方面には本市助成の下に、多數の土地區劃整理組合が急速に發達した關係から、最早本市自ら建築敷地の造成事業を行ふの必要なきに至つたので之に因て擧げ得べかりし千百萬圓の不動産収入に缺陷を生じた。右の外前に既に述べた所の受益者負擔金に於て約八百五十萬圓、都市計畫特別税に於ても約一千萬圓の減收を來したので、本事業財源としては實に三千數百萬圓の喰違ひを生ぜむとして居る。此の歳入不足を生じた原因は本市としては全く受動的のものであつて如何ともし難いが、其の國に關するものに付ては、年來機會ある毎に政府當局に事情を陳述して考慮を求め、市民に關するものに付ては、懇々事情の諒察を求むる等、市としては常に最善の努力を致し來つたのに、尙ほ且つかゝる結果を呈しつゝあることは、誠に已むを得ない次第である。本事業は既に多年繼續施行中のものであり、且つ其の使命の重大なるに鑑みると、事業の中絶遲滞は決して許容すべきでない。されど如上巨額の財源に不足を來しつゝあるので、之れを如何にすべきか、其の善後措置は實に本市年來の懸案であつた。幸に近時物價の下落に伴ひ工事費に相當節約の餘地を生じたと、一面金利低下に伴ひ公債計畫上有利なるものあるに依り、事業執行上一段の緊縮を加ふるに於ては、今後の所要額に於て多額の節減を行ひ得るものがある。且つ又本市各般の事業の進捗と交通状態の變遷とにより、既定計畫事業にして之を縮少し又は繰延べ得るものを生じたので、客年來慎重調査を遂げ將來是等事業の一部を打切り繰延ぶる等、事業及び財政計畫上かなりの更正を加へむとするにある。斯くせば今後の進捗を危まれた第一次都市計畫事業の前途も安定

し、依て以て其の(贅)す使命を果すに遺憾なきを得るものと思はれる。

六

斯くて残る問題は、第二次都市計畫の實行の點であるが、之は四億數千萬圓の巨費を要するものであるから、總てを一氣に施行に移すことは、本市財政の到底許す所でもなく、且つ本市は既に其の一部に付き具體的計畫を定めて、主務省に内申中なるも、(恰)も財政緊縮の折柄とて、之れすらも許容せられそうにもないのであるから、俄かに全計畫を事業となすことは殆んど不可能に近い。故に其の一部の道路及び運河に付ては、客年失業救済事業として小規模ながら工を起し、更に本市將來の發展上緊急差措き難い街路及び運河事業を選択して、目下其の具體案の作成を急いで居る。然し之れとても、既述の如く僅に都市計畫特別税の一部の保留財源があるの外、特種財源とてないのであり、且つ今尙ほ財政緊縮を高調せられる折柄でもあり、其の實現には今後幾多の曲折を見るであらう。

第二次都市計畫事業の一たる公園計畫に付ては之亦相當の巨資を要するが故に、兼ねて事業の財源として保留されてゐる天王寺公園の一部、通稱新世界の土地二萬餘坪を賣却し、其の収入金を蓄積して公園資金の造成に努め、其の成果を以て公園の新設擴張事業資金に充當することにした。之に付ては既に蓄積の計畫成り、目下土地處分に着手しては居るが、此の土地は長き沿革を存して居るので、關係市民各自の協力を得なければ豫期の効果を擧げ難い。

又下水處理事業に付ては、中部及び北部の兩處理區の工事を行ふ爲め、工費千七百萬圓

を以て昭和五年度乃至十年度迄の繼續事業として、目下主務省に手續中である。此の事業の財政計畫として、特に苦慮したのは、元來下水道事業は街路や公園事業と共に、不収益事業であるが爲め、特種の財源としては既定國庫補助金の外他にないのであつて、其の財源難は常に緊要なる下水道の完成を阻止してゐたのである。然しながら都市衛生の見地よりすれば、下水道の完成が急務であり、殊に此の下水處理事業開始後に於ては、今日行はれてゐる不自然なる尿尿處分が、極めて簡易に且つ合理的に解決し得る。従つて現在市民各自が負擔せる尿尿の汲取費や溝浚費の如きは全く不要に歸し、又ビルディング等の爲しつゝある淨化装置も無用となり、各戸から出る尿尿汚水は直に下水道に放流し得るのであるから、此の事業に依り市民は保健上利益を享くるのみならず、經濟上にも直接の利益を受くることとなる。故に此の事業の完成を一日早むれば早むるだけ、多くの利益を市民が享受し得るのであるから、處理事業完成後に於て少額の下水道使用料を徴收し、之を以て本事業に投じたる公債の償還に充てむとするものである。此のことは我國としては初めて試みであるが、今日の如く多數の事業を控えながら、財源難の爲め立遅れとなれる公益事業の促進上已むを得ない措置である。

如斯本市都市計畫事業は、大正十年以來長足の發展を遂げたが、其の巨額の費用を支辨すべき特種財源もなく、市の課税權は依然として擴張せられないので、之を豫期通りに實現して行くことは誠に至難の業である。斯くて過去十年間に際會したのであるから、之を一轉機に多くの苦き經驗を齎してゐる。恰も本年其の十周年に際會したのであるから、之を一轉機に事業の促進を圖りたいと念じて已まない。

都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依ル受益者指定ノ件

公布 大正九年九月六日 内務省令第二八號
最近 昭和十年二月十三日 内務省令第四號

都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ指定スルコト左ノ如シ但シ第一號ノ期間ニ付テハ事業著手ノ時ヨリ之ヲ起算ス

一 都市計畫事業トシテ道路、廣場、公園ノ新設、擴張若ハ改良又ハ軌道ノ建設若ハ河川、運河、防濶ニ關スル施設ノ新設、改修ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ道路、廣場、公園、軌道、河川、運河若ハ防濶ニ關スル施設ノ附近ニ於テ内務大臣ノ定ムル區劃内ニ在ル有租地ノ所有權但シ買權ノ目的タル土地ニ付テハ買權者、十年ヨリ長キ期間ノ定アル地上權、永小作權及賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人

一 前號ノ區劃内ニ在ル無租地ニシテ公用又ハ公共ノ用ニ供セラレサルモノニ付テハ地上權者、永小作人及賃借人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件

公布 昭和八年五月十一日 内務省令第一四號
最近 昭和十四年九月二十八日 内務省令第三〇號

第一條 大阪市長ハ都市計畫事業トシテ其ノ執行スヘキ道路ノ新設又ハ

第一次大阪都市計畫法

<8364>

公用(公)ノ
土地内(地)ニ在リテ所有權者(主)ノ除キ
表面(表)ノ利用者

擴張ニ要スル費用ヲ本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ負擔セシムヘシ

第二條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ大正九年内務省令第二十八號ニ拘ラス第三條ノ負擔區劃内ニ在ル土地ニ付テハ左ノ掲クル者ヲ謂フ

一 有租地ノ所有者、買權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人但シ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人ニ付テハ假物(假設的ノモノヲ除ク)ノ所有ヲ目的トスルモノ又ハ其ノ權利ノ存續期間十年(事業著手前ニ設定セラレタル權利ノ存續期間ハ事業著手ノ日ヨリ起算ス)ヨリ長キモノニ限ル

二 無租地ニ付テハ左ノ掲クル者但シ一時的ノモノヲ除ク
イ 地租法第二條及地租法以外ノ法令ノ規定ニ依ル無租地(保安林及都市計畫法第三十三條ノ河岸地ヲ除ク)ノ本來ノ用途ニ反スト認ムル方法ニ依リ其ノ使用收益ヲ爲シ又ハ其ノ權利ヲ設定シタル所有者及其ノ權利ヲ有スル者
ロ イ以外ノ無租地ノ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主、轉借人及占用權者

第三條 負擔區劃ハ道路ノ範圍ニ於テ其ノ境界線(街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線)ヨリ道路(道路ノ一部ヲ成ス廣場ニ在リテハ之ニ接續スル幅員最モ大ナル道路)ノ幅員ノ五倍ノ地域トス

土地ノ狀況ニ依リ前項ノ負擔區劃ヲ擴張スル必要アリト認ムルトキハ前項ノ幅員ノ十倍以内ニ於テ内務大臣之ヲ決定ス

第四條 第四項ノ事業費ノ負擔ニ付テハ前二項ノ規定ニ拘ラス内務大臣ハ別ニ負擔區劃ヲ定ムルコトヲ得

第五條 前條ノ負擔區劃内ノ受益者負擔額ハ道路ノ場合ハ其ノ事業費ノ三分ノ一、道路擴張ノ場合ハ其ノ事業費ノ四分ノ一トス但シ前條第二項ノ場合ニ於テ道路新設ノ場合ハ其ノ事業費ノ十分ノ五、道路擴張ノ業

場合ハ其ノ事業費ノ十分ノ四以内ニ於テ内務大臣之ヲ決定ス
道路擴張ノ場合ニ於テ其ノ擴張道路ノ面積ガ其ノ敷地内ニ在ル舊道路ノ面積ノ三倍以上トナルトキハ前項ノ適用ニ關シテハ之ヲ道路新設ト看做ス

前項ノ面積ハ第五條第一項第一號ノ區分毎ニ之ヲ計算ス
隧道、橋梁其ノ他特殊ノ工事又ハ特殊ノ物件ノ移轉ニシテ著シク多額ノ費用ヲ要スルモノアルトキハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ控除シタル額ヲ以テ第一項ノ事業費トスルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ控除スル額ハ市長之ヲ告示スヘシ
第五條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 各路線ヲ土地ノ狀況ニ依リ適當ニ區分シ其ノ區分ニ依リ第三條ノ負擔區劃ヲ一箇又ハ數箇ノ負擔區トシ該當區分内ノ事業費ニ付テ其ノ區ノ負擔額ヲ定ム

二 前號ノ負擔額ヲ利益ヲ受クル厚薄ニ依リ一箇又ハ數箇ノ地帯トシ各地帯ニ前號ノ負擔額ヲ一定ノ率ニ依リ配分ス

三 道路ニ接スル地帯内ノ土地ニ對シテハ其ノ地帯ニ配分セラレタル負擔額ノ半額ヲ其ノ道路ニ接スル部分又ハ間口ノ利用ノ下同等ト認ムル部分ノ長ニ比例シ他ノ半額ヲ其ノ面積ニ比例シ其ノ他ノ地帯内ノ土地ニ對シテハ其ノ地帯ニ配分セラレタル負擔額ヲ其ノ面積ニ比例シテ配分ス

第三條第二項ノ規定ニ依リ負擔區劃ヲ定メタル場合ニ於テハ前項第三號ノ間口負擔額ノ割合ヲ三分ノ一迄低下シ其ノ殘額ヲ面積ニ比例シテ各當該土地ノ受益者ノ負擔金額ヲ定ムルコトヲ得

第二條第二號ノ受益者ニ對シテハ前二項ノ規定ニ依リ負擔金額ノ範圍内ニ於テ市長ハ別ニ其ノ負擔スヘキ金額ヲ定ムルコトヲ得
同一ノ土地ニ付テハ二以上ノ受益者アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依リ負擔金額ハ市長ノ定ムル分擔割合ニ依リ各受益者之ヲ分擔ス
第一項第一號ノ負擔區、第二號ノ地帯及率、第二項ノ規定ニ依リ定メ

タル間口負擔額ノ割合、第三項ノ規定ニ依リ定メタル金額、前項ノ規定ニ依リ分擔割合ハ市長之ヲ告示スヘシ

第六條 河川、運河、溝渠、鐵道、新設軌道、崖地等ニシテ土地ノ利用ヲ區分スヘキ地物カ第三條第一項、第二項ノ地域内ニ在ルトキハ之ヲ以テ負擔區劃ノ境界トス

同等以上ノ效用アリト認ムル並行道路カ第三條第一項、第二項ノ負擔區劃ノ二倍ノ地域内ニ在ルトキハ其ノ道路トノ間隔ノ中央線ヲ以テ負擔區劃ノ境界トス但シ其ノ間隔内ニ前項ノ地物アルトキハ前項ノ例ニ依ル

前二項ノ場合ニ於ケル各受益者ノ負擔額ノ算定ニ付テハ負擔區劃ノ境界ナキモノト看做ス

第七條 負擔額ハ其ノ負擔區ノ事業著手ノ日ノ現在ニ依ル受益者ヨリ之ヲ納付セシム

前項ノ事業著手ノ日ハ市長之ヲ告示スヘシ
各受益者ノ負擔金額ヲ決定シタルトキハ市長ハ之ヲ受益者ニ通知スヘシ

第一項ノ事業著手ノ日ノ後ニ於テ負擔額ヲ課セラルヘキ土地ノ所有者、賃借者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主又ハ轉借人ニ異動アリタルトキハ新ニ其ノ土地ノ當該權利ヲ取得シタル者ヨリ其ノ土地ニ關スル未納額(未納額ヲ除ク)ヲ納付セシム、但シ前者ニ於テ納付シタル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ納付セシムヘキ金額ハ市長之ヲ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ前者ノ負擔義務ハ前項ノ金額ノ範圍ニ於テ消滅ス

第八條 市長ハ各受益者ヲシテ市長ノ相當ト認ムル擔保ヲ提供セシメ前條第三項ノ決定通知ノ日ヨリ七年ヲ超エサル期間ニ於テ負擔額ノ分割延納ヲ爲サシムルコトヲ得
第九條 負擔額ハ事業費豫算額ニ依リ算出ス

前項ノ負擔金額カ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者ノ負擔金額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス但シ市長ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ事業費精算額及前項ノ事業費精算額ハ市長之ヲ告示スヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得但シ第二號及第三號ノ場合ニ於ケル減免額ハ其ノ寄附額、工事費額又ハ提供額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 都市計畫法又ハ道路法ノ規定ニ依リ道路ノ新設若ハ擴張又ハ路面改良ニ要スル費用ヲ著シク利益ヲ受クルニ依リ負擔スヘキ關係ニ該當シタル土地カ五年以内ニ重複シテ本令ニ依リ負擔金ヲ課セラルヘキ關係ニ該當スルトキ

二 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル費用ヲ補足スル爲メ土地、物件、勞力若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ市長力適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者アルトキ

三 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル土地ノ土地區劃整理ノ施行ニ依リ無償ニテ爾若ハ公共團體ノ所有地ニ編入シ又ハ無償ニテ提供シタルトキ

四 土地ノ狀況ニ依リ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

五 左ノ土地ニ付其ノ受益者ノ申請ニ依リ必要アリト認メタルトキ

イ 國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

ロ 神社寺院祠宇佛堂ノ境内地、教習所、説教所ノ境内地及私立學

校用地免租ニ關スル法律第一條ニ掲グルモノノ用ニ供スル土地

ハ 都市計畫法第十六條第一項ノ土地

ニ 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ在ル土地

前項第二號及第三號ノ寄附額又ハ提供額ハ市長之ヲ評定シ第四條ノ事業費ニ算入ス

第十一條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年内務省令第十七號ハ之ヲ廢止ス

本令施行前納額告知書ヲ發行シタル負擔金（負擔金ノ一部ニ付納額告知書ヲ發行シタルモノニ付テハ其ノ全部）ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ負擔金ノ未納額ニ付テハ第七條第四項乃至第六項及第八條ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ最初ノ納額告知書發行ノ日ヲ以テ第七條第三項ノ決定通知ノ日ト看做ス

本令施行前既ニ事業ニ着手シ未ダ納額告知書ヲ發行セサル負擔金ニ付テハ本令ヲ適用ス

本令ハ大阪市、豊中市、豊能郡中豊島村及中河内郡瓜破村ニ之ヲ適用ス

附 則

（昭和十四年内務省令第一二號）
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪都市計畫事業道路新設

擴張受益者負擔ニ關スル件

施行細則

公布 昭和八年五月十一日 大阪市告示第一四七號

改正 昭和十四年九月三十日 大阪市告示第五八九號

第一條 本細則ニ於テ省令ト稱スルハ昭和八年内務省令第十四號大阪都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件ヲ謂フ

第二條 省令第二條ノ規定スル權利ノ目的タル土地ノ所有者ハ其ノ土地ノ所在、地積、間口ノ長、土地ノ見取圖、權利ノ種類、設定ノ年月日、

存續期間、建物所有ノ目的ノ有無、右料無料ノ區別及權利者ノ住所氏名並關係事業諸線名ヲ第一號様式ニ依リ權利者連署ノ上事業着手ノ告示ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ市長ニ申告スヘシ

第三條 省令第五條ノ規定ニ依リ負擔區、地帶及率ハ施工方法其ノ他土地ノ狀況ニ依リ其ノ都府市長之ヲ定ム

第四條 省令第五條第四項ノ分擔割合ハ左ノ各號ニ依ル

一 質權ノ設定アル土地

質 權 者 百分ノ七十

土地所有者 百分ノ三十

二 永小作權、地上權、質賃借、使用賃借及占用權ノ目的タル土地ニ對シテハ左ノ區分ニ依ル

イ 權利ノ存續期間二十年以下ノモノ

土地所有者 百分ノ七十

權利者 百分ノ三十

ロ 同 上二十年ヲ超ユ三十年以下ノモノ

土地所有者 百分ノ六十

權利者 百分ノ四十

ハ 同 上三十年ヲ超ユルモノ

土地所有者 百分ノ五十

權利者 百分ノ五十

三 省令第二條ノ規定ニ依ル所有者以外ノ權利者カ其ノ權利ヲ轉賣又ハ轉賃シタル場合ニ於テハ前二號ニ依リ當該權利者ノ負擔スヘキ金額ヲ半分ス其ノ轉賣人又ハ轉賃人カ更ニ轉賣又ハ轉賃シタル場合亦

同シ

前項ノ負擔割合ニ付キ關係受益者ニ於テ其ノ變更ヲ求メムトスルトキハ連署ノ上第二號様式ニ依リ市長ニ之ヲ願出ツヘシ

第五條 省令第七條第四項ノ規定ニ該當スルトキハ新舊受益者連署ノ上連署ナク第三號様式ニ依リ其ノ旨市長ニ申告スヘシ

第六條 第二條及前條ノ申告ヲ爲ササルトキ又ハ申告事項適當ナラスト認ムルトキハ市長ハ別ニ之ヲ認定ス

第七條 省令第八條ノ規定ニ依リ分割延納ヲ爲サムトスルトキハ省令第七條第三項ノ負擔金額決定ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ第四號乃至第七號様式ニ依リ願書ヲ提出スヘシ

第八條 省令第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ分割延納ニ付キ提供セシムヘキ擔保ハ左記各號ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

一 抵當權其ノ他ノ權利ノ設定ナキ土地ニシテ市長ノ評價額カ負擔金

金額以上タルモノ但シ之ニ要スル登録税ハ各自ノ負擔トス

二 左記有價證券ニシテ負擔金金額以上タルモノ但シ大阪市價ハ額面

ニ依リ其ノ他ハ時價ノ十分ノ九ヲ以テ算定ス

日本政府發行公債但シ外國ニ於テ發行スル公債ハ採用セス

東京、大阪、京都、神戸、横濱、名古屋各市發行ノ市債

勸業債券（大券）

興業債券

拓殖債券

大阪農工債券

三 市長ニ於テ適當ト認ムル銀行又ハ信託會社ノ定期預金證書又ハ信託預金證書ニシテ負擔金金額以上タルモノ

四 市長ニ於テ負擔金完納ノ資力アリト認ムル者二人ノ保證

五 本市公金取扱銀行又ハ市長ニ於テ適當ト認ムル銀行ノ内一行ノ保證

第九條 削除

第十條 省令第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ分割延納ノ許可ヲ受ケタル者

左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一 指定期限内ニ分納金ヲ納付セサルトキ

二 保證條件カ第八條ノ規定ニ違セサルニ至リタル場合ニ於テ遲滞ナク増補ヲ爲ササルトキ

三 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第十一條 省令第七條第四項ニ依ル新負擔義務者ニ於テ其ノ負擔金ニ付分割延納ヲ爲サムトストキハ省令第七條第五項ノ通知ノ日ヨリ二十日以内ニ第七條ノ規定ニ準シ願出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前負擔義務者ニ許可シタル分割延納期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條及第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十二條 省令第十條第一項第五號ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ省令第七條第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ左記事項ヲ具シ第八號様式ニ依リ市長ニ申請スヘシ

一 關係事業略録名

一 減免ヲ受ケムトスル土地ノ所在地、地積及間口ノ長

一 用途、供用ノ種別又ハ計畫道路ノ種類及名稱

第十三條 負擔金納付義務者本市内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲本市内ニ住所又ハ居所ヲ有スル納付管理人ヲ定メ市長ニ申告スヘシ其ノ納付管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十四條 負擔金納付義務者カ住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ者ヨリ、死亡シタルトキハ其ノ相續人ヨリ遲滞ナク其ノ旨第十號様式ニ依リ市長ニ申告スヘシ

前條ノ納付管理人其ノ住所又ハ居所ヲ變更シタルトキ亦同シ

附 則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令附則第三項ノ適用ヲ受クル者ニ付テハ第五條第七條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第七條ノ願書提出期限ハ本細則施行ノ日ヨリ三十日トス

大阪都市計畫事業路面改良
受益者負擔ニ關スル件

公布 昭和八年九月、二日 内務省令第二五號
改正 昭和十四年九月二十八日 内務省令第二九號

第一條 大阪市長ハ都市計畫事業トシテ其ノ執行スヘキ路面ノ改良ニ要スル費用ヲ本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ負擔セシムヘシ

第二條 本令ニ於テ受益者ト稱スルハ大正九年内務省令第二十八號ニ拘ラス第三條ノ負擔區劃内ニ在ル土地ニ付左ニ掲グル者ヲ謂フ

一 有租地ノ所有者、質權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人但シ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主及轉借人ニ付テハ建物（假設的ノモノヲ除ク）ノ所有ヲ目的トスルモノ又ハ其ノ權利ノ存續期間十年（事業着手前ニ設定セラレタル權利ノ存續期間ハ事業着手ノ日ヨリ起算ス）ヨリ長キモノニ限ル

二 無租地ニ付左ニ掲グル者但シ一時的ノモノヲ除ク

イ 地租法第二條及地租法以外ノ法令ノ規定ニ依ル無租地（保安林及都市計畫法第三十三條ノ河岸地ヲ除ク）ノ本來ノ用途ニ反スト認ムル方法ニ依リ其ノ使用收益ヲ爲シ又ハ其ノ權利ヲ設定シタル所有者及其ノ權利ヲ有スル者

ロ イ以外ノ無租地ノ永小作人、地上權者、賃借人、使用借主、轉借人及占用權者

第三條 負擔區劃ハ道路ノ周圍ニ於テ其ノ境界線（街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ其ノ剪除セサル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線）ヨリ奥行二十間ノ地域トス

第四條 前條ノ負擔區劃内ノ受益者負擔額ハ事業費ノ二分ノ一トス但シ其ノ負擔額ハ車道ノ幅員六間分ニ相當スル事業費ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

地ニ關スル未納額（滞納額ヲ除ク）ヲ納付セシム但シ前者ニ於テ納付シタル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ニ依リ納付セシムヘキ金額ハ市長之ヲ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ前者ノ負擔義務ハ前項ノ金額ノ範圍ニ於テ消滅ス

前項但書ノ事業費ハ市長ノ認定スル所ニ依ル

第五條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 第三條ノ負擔區劃ヲ一箇又ハ數箇ノ負擔區トシテ該當區分内ノ事業費ニ付其ノ區ノ負擔額ヲ定ム

二 前號ノ負擔額ノ半額ヲ路面ノ改良ヲ爲スヘキ道路ニ接スル部分ノ長ニ比例シ他ノ半額ヲ地積ニ比例シテ配分ス

第二條第二號ノ受益者ニ對シテハ前項ノ規定ニ依リ負擔金額ノ範圍内ニ於テ市長ハ別ニ其ノ負擔スヘキ金額ヲ定ムルコトヲ得

同一ノ土地ニ付二以上ノ受益者アル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依リ負擔金額ハ市長ノ定ムル分割割合ニ依リ各受益者之ヲ分擔ス

第一項第一號ノ負擔區、第二項ノ規定ニ依リ定メタル金額、前項ノ規定ニ依ル分割割合ハ市長之ヲ告示スヘシ

第六條 河川、運河、溝渠、鐵道、新設軌道、崖地等ニシテ土地ノ利用ヲ區分スヘキ地物カ第三條ノ地域内ニ在ルトキハ之ヲ以テ負擔區劃ノ限界トス

同等以上ノ效用アリト認ムル並行道路カ第三條ノ負擔區劃ノ二倍ノ地域内ニ在ルトキハ其ノ道路トノ間隔ノ中央線ヲ以テ負擔區劃ノ限界トス但シ其ノ間隔内ニ前項ノ地物アルトキハ前項ノ例ニ依ル

前二項ノ場合ニ於ケル各受益者ノ負擔金ノ算定ニ付テハ負擔區劃ノ限界ナキモノト看做ス

第七條 負擔金ハ其ノ負擔區ノ事業着手ノ日ノ現在ニ依ル受益者ヨリ之ヲ納付セシム

前項ノ事業着手ノ日ハ市長之ヲ告示スヘシ

各受益者ノ負擔金額ヲ決定シタルトキハ市長ハ之ヲ受益者ニ通知スヘシ

第一項ノ事業着手ノ日ノ後ニ於テ負擔金ヲ課セラルヘキ土地ノ所有者、質權者、永小作人、地上權者、賃借人、使用借主又ハ轉借人ニ異動アリタルトキハ新ニ其ノ土地ノ當該權利ヲ取得シタル者ヨリ其ノ七

第一條 路面ノ改良ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地、物件、努力若ハ金錢ヲ寄附シ又ハ市長方適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者アルトキ

三 土地ノ狀況ニ依リ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

四 左ノ土地ニ付其ノ受益者ノ申請ニ依リ必要アリト認ムルトキ

イ 國、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地

ロ 神社寺院祠宇佛堂ノ境内地、教會所說教所ノ境内地及私立學校

用地免租ニ關スル法律第一條ニ掲クルモノノ用ニ供スル土地
 八 都市計畫法第十六條第一項ノ土地
 九 市街地建築物法第二十六條第二項ノ道路ノ境域内ニ在ル土地
 前項第二號ノ寄附額ハ市長之ヲ評定シ第四條ノ事業費ニ算入ス
 第十一條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 大正十一年内務省令第十八號及同十二年内務省令第二十七號ハ之ヲ廢止ス
 本令施行前該額告知書ヲ發行シタル負擔金(負擔金ノ一部ニ付納額告知書ヲ發行シタルモノニ付テハ其ノ全部)ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
 本令施行前既ニ事業ニ着手シホタ納額告知書ヲ發行セサル負擔金ニ付テハ本令ヲ適用ス

大阪都市計畫事業路面改良受益者負擔ニ關スル件施行細則

公布 昭和八年九月五日 大阪市告示第三〇四號ノ三
 改正 昭和十四年九月三十日 大阪市告示第五九一號

第一條 本細則ニ於テ省令ト稱スルハ昭和八年内務省令第二十五號大阪都市計畫事業路面改良受益者負擔ニ關スル件ヲ謂フ
 第二條 省令第二條ノ規定スル權利ノ目的タル土地ノ所有者ハ其ノ土地ノ所在、地積、間口ノ長、土地ノ見取圖、權利ノ種類、設定ノ年月日、存續期間、建物所有ノ目的ノ有無、資料無料ノ區別及權利者ノ住所氏名並關係事業路線名ヲ第一號様式ニ依リ權利者連署ノ上事業著手ノ告

示ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ市長ニ申告スヘシ
 第三條 省令第五條ノ規定ニ依リ負擔區ハ施工方法其ノ他土地ノ狀況ニ依リ其ノ都府市長之ヲ定ム
 第四條 省令第五條第三項ノ分擔割合ハ左ノ各號ニ依リ
 一 負擔ノ設定アル七地
 負擔者 百分ノ七十
 土地所有者 百分ノ三十
 二 永小作權、地上權、質貸借、使用貸借及占用權ノ目的タル土地ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ
 イ 權利ノ存續期間二十年以下ノモノ
 土地所有者 百分ノ七十
 權利者 百分ノ三十
 ロ 同上二十年ヲ超エ三十年以下ノモノ
 土地所有者 百分ノ六十
 權利者 百分ノ四十
 ハ 同上三十年ヲ超ユルモノ
 土地所有者 百分ノ五十
 權利者 百分ノ五十
 三 省令第二條ノ規定ニ依ル所有者以外ノ權利者カ其ノ權利ヲ轉賣又ハ轉賃シタル場合ニ於テハ前二號ニ依リ當該權利者ノ負擔スヘキ金額ヲ平分ス其ノ轉賣人又ハ轉賃人ガ更ニ轉賣又ハ轉賃シタル場合亦同シ
 前項ノ負擔割合ニ付關係受益者ニ於テ其ノ變更ヲ求メムトスルトキハ連署ノ上第二號様式ニ依リ市長ニ之ヲ願出ツヘシ
 第五條 省令第七條第四項ノ規定ニ該當スルトキハ新舊受益者連署ノ上連署ナク第三號様式ニ依リ其ノ旨市長ニ申告スヘシ
 第六條 第二條及前條ノ申告ヲ爲サザルトキ又ハ申告事項適當ナラスト認ムルトキハ市長ハ別ニ之ヲ認定ス

第七條 省令第八條ノ規定ニ依リ分割延納ヲ爲サムトスルトキハ省令第七條第三項ノ負擔金額決定ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ第四號乃至第七號様式ニ依リ願書ヲ提出スヘシ
 第八條 省令第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ分割延納ニ付提供セシムヘキ擔保ハ左記各號ノ一ニ該當スルコトヲ要ス
 一 抵當權其ノ他ノ權利ノ設定ナキ土地ニシテ市長ノ評價額ガ負擔金全額以上タルモノ但シ之ニ要スル登録稅ハ各自ノ負擔トス
 二 左記有價證券ニシテ負擔金全額以上タルモノ但シ大阪市價ハ額面ニ依リ其ノ他ハ時價ノ十分ノ九ヲ以テ算定ス

日本政府發行公債但シ外國ニ於テ發行スル公債ハ採用セス
 東京、大阪、京都、神戸、横濱、名古屋各府發行ノ市價
 勸業債券(大券)
 興業債券
 拓殖債券

大阪農工債券

三 市長ニ於テ適當ト認ムル銀行又ハ信託會社ノ定期預金證書又ハ信託預金證書ニシテ負擔金全額以上タルモノ
 四 市長ニ於テ負擔金完納ノ資力アリト認ムル者二人ノ保證
 五 本市公金取扱銀行又ハ市長ニ於テ適當ト認ムル銀行ノ内一行ノ保證
 第九條 削除
 第十條 省令第八條ノ規定ニ依リ負擔金ノ分割延納ノ許可ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
 一 指定期限内ニ分納金ヲ納付セサルトキ
 二 保證條件カ第八條ノ規定ニ達セサルニ至リタル場合ニ於テ遲滞ナク増補ヲ爲ササルトキ
 三 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

分割延納ヲ爲サムトスルトキハ省令第七條第五項ノ通知ノ日ヨリ二十日以内ニ第七條ノ規定ニ準シ願出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前負擔義務者ニ許可シタル分割延納期間ヲ超ユルコトヲ得ス
 第八條及第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス
 第十二條 省令第十條第一項第四號ノ規定ニ依リ負擔金ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ省令第七條第二項ノ告示ノ日ヨリ三十日以内ニ左記事項ヲ具シ第八號様式ニ依リ市長ニ申請スヘシ
 一 關係事業路線名
 一 減免ヲ受ケムトスル土地ノ所在地、地積及間口ノ長
 一 用途、供用ノ種別又ハ計畫道路ノ種類及名稱
 第十三條 負擔金納付義務者本市内ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ負擔金納付ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲本市内ニ住所又ハ居所ヲ有スル納付管理人ヲ定メ市長ニ申告スヘシ其ノ納付管理人ヲ變更シタルトキ亦同シ
 第十四條 負擔金納付義務者カ住所又ハ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ者ヨリ、死亡シタルトキハ其ノ相続人ヨリ遲滞ナク其ノ旨第十號様式ニ依リ市長ニ申告スヘシ
 前條ノ納付管理人其ノ住所又ハ居所ヲ變更シタルトキ亦同シ

附 則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參考)

大阪都市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル件

大正十一年八月七日 内務省令第一七號

第一條 市ハ都市計畫事業トシテ市長ノ執行スヘキ道路ノ新設又ハ擴築

ニ要スル費用ニ充ツル爲本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負擔セシムヘシ

第二條 大正九年九月内務省令第二十八號ノ區劃ハ道路ノ兩側ニ於テ道路ノ幅員ノ五倍ノ地域トス

土地ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス内務大臣ニ於テ別ニ區劃ヲ定ムルコトヲ得

第三條 前條ノ區劃内ノ受益者ノ負擔金額ハ道路新設ノ場合ハ其ノ工事費ノ三分ノ一道路擴築ノ場合ハ其ノ工事費ノ四分ノ一トス

道路擴築ノ場合ニ於テ其ノ擴築スヘキ部分ノ平均幅員カ舊道路ノ平均幅員ノ三倍以上ナルトキハ前項ノ適用ニ關シテハ之ヲ道路新設ト看做ス

前項ノ平均幅員ハ第四條第一項第一號ノ區分毎ニ之ヲ計算ス

第四條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム

一 各路線ヲ土地ノ狀況ニ依リ適當ニ區分シ其ノ區分ニ依リ第二條ノ區劃ヲ一箇又ハ數箇ノ負擔區トシ該當區分内ノ工事費ニ付其ノ區ノ負擔額ヲ定ム

二 前號ノ負擔區ノ利益ヲ受タル厚薄ニ依リ一箇又ハ數箇ノ地帯トシ各地帯ニ前號ノ負擔額ヲ一定ノ率ニ依リ配分ス

三 各路線ニ接スル地帯内ニ在リテハ其ノ地帯ニ配分セラレタル負擔額ノ半額ヲ土地ノ其ノ路線ニ接スル部分ノ長ニ比例シ他ノ半額ヲ土地ノ面積ニ比例シ其ノ他ノ地帯ニ在リテハ其ノ地帯ニ配分セラレタル負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ各受益者ニ配分ス

前項第一號ノ負擔區及第二號ノ地帯及率ハ之ヲ告示ス

第五條 二線以上ノ道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

第六條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム但シ工事着手後五年ヨリ長カラサル期間ニ於テ分納セシムルコトヲ得

第七條 市長ハ負擔區ノ工事成竣後一年内ニ評價委員ヲシテ工事成竣ノ

時期ニ於ケル事業ニ因ル土地ノ増加額ヲ決定セシムヘシ
前項ノ土地増價額ハ土地ノ狀況ニ依リ負擔區ヲ區分シ各區分ノ増加率ヲ定メ之ニ依ラシムルコトヲ得

工事成竣後ニ於ケル各負擔區ノ土地増價額ニ依ル基本負擔額カ第三條及第四條ノ規定ニ依リ負擔金額ニ比シ大差ナシト認ムルトキハ市長ハ前二項ノ規定ヲ適用セサルコトヲ得

第八條 評價委員ハ都市計畫委員會委員、各警職市參事會委員、市吏員及學識經驗アル者ヨリ各二名ヲ内務大臣ニ於テ之ヲ命ス

評價委員會長ハ市長又ハ其ノ代理者ヲ以テ之ニ充ツ

第七條ノ決定ハ委員半數以上ノ同意アルコトヲ要ス其ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ内務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ此ノ場合ニ於テハ内務大臣増價額ヲ決定ス

増價額ヲ決定スヘキ土地ニ付利害ノ關係アル委員ハ其ノ決定ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス

第九條 第七條ノ増價額ノ五分ノ三ヲ基本負擔額トス

第十條 市長ハ基本負擔額ニ比例シ其ノ範圍内ニ於テ工事費ノ三分ノ二ニ至ル迄各受益者ノ負擔金額ヲ決シ第四條ノ規定ニ依ル各受益者ノ負擔金額カ超過シタルトキハ之ヲ返還シ不足セルトキハ之ヲ追徴スヘシ

追徴ニ付テハ第六條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 受益者第七條ノ規定ニ依リ評價委員ノ爲シタル決定ニ異議アルトキハ決定通知後一月以内ニ内務大臣ノ裁決ヲ請求スルコトヲ得
内務大臣前項ノ裁決ヲ爲シタルトキハ其ノ裁決ヲ以テ第八條ノ決定ト看做ス

第十二條 道路ノ新設又ハ擴張ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地物件努力又ハ金錢ヲ寄附シタルモノニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令

ニ依リ負擔ヲ減免スルコトヲ得市長力適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シテ亦同シ

第十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參考)

大阪都市計畫事業路面改良
受益者負擔ニ關スル件

大正十一年八月七日 内務省令第一八號

第一條 市ハ都市計畫事業トシテ市長ノ執行スヘキ路面ノ改良ニ要スル費用ニ充ツル爲本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負擔セシムヘシ

第二條 路面ノ改良ニ依リ受益者カ工事費ヲ負擔スヘキ區劃ハ當該道路ノ兩側ニ於テ道路ノ境界線ヨリ奥行二十間ノ地域トス

第三條 路面ノ改良ヲ爲スヘキ道路ノ片側ニ於ケル者ノ負擔スヘキ金額ハ工事費ノ四分ノ一トス但シ幅員六間以上ノ道路ニ在リテハ幅員六間ノ道路ノ負擔金額ト同額ニ止ム

第四條 前條ニ依ル負擔金額ノ内其ノ半額ハ路面ノ改良ヲ爲スヘキ道路ニ接スル土地ノ間口ノ長ニ比例シ他ノ半額ハ第二條ノ區劃内ノ土地ノ面積ニ比例シ負擔金額ヲ定ム

第五條 河川、溝渠及並行道路等土地ノ實況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ内務大臣前三條ノ規定ニ拘ラス別ニ負擔區劃及負擔金額ヲ定ムルコトヲ得

第六條 二線以上ノ路面ノ改良ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

第七條 負擔金ハ工事着手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ徵收ス但シ場合ニ依リ其ノ分納ヲ許可スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 路面改良工事費ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本令ニ依リ負擔ヲ減免スルコトヲ得適當ト認メタル工法ニ依リ工事ヲ施行シ之ヲ寄附シタル者ニ對シテ亦同シ

第九條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

●圖書雜誌案内

三月中ニ到着セル圖書雜誌左ノ如シ (監査課)

外國雜誌(購入)

Electrical World No.8-12

Electric Railway Journal No.3

Electric Railway & Tramway Journal No.1542-1546

Electric Traction No.1-2

American Railway Engineering Association No.1-2

World No.8-12

Management No.6-11

Engineering No.1-2

No.6-12

No.3344-3348

No.2698-2702

Engineering No.2

No.3

No.2581

No.3

No.1-2

昭和五年四月十日

昭和5年
大阪市電氣局報
1892号 1-3 (2)
P.
<2510>

Mechanical Engineering No.3

內國雜誌(購入)

法律評論 三月號

經濟論叢 三月號

科學知識 三月號

電氣之友 三月號

法律新聞 三月號

內外調查資料 三月號

同 (寄贈)

電氣界 三月號

電氣評論 三月號

交通之電氣 三月號

大阪商工會議所月報 三月號

業務研究資料 第十八卷第二號 鐵道省大臣官房研究所

外國鐵道調查資料 第四卷第二號 鐵道省運輸局

歐米大都市の交通問題 第四卷第六號 東京市役所

九州帝大工業彙報 第四卷第六號

早稻田電氣學會雜誌 第十一卷第三號

貨銀物價統計月報 第四十六號 內閣統計局

東京市電氣局研究所研究報告 第二卷第一號

勞働月報 第一〇五、一〇六號 社會部調查課

社會部報告 第一一四號 社會部調查課

大阪各種組合及市場一覽 社會部

大阪市清掃事業概要 昭和五年度 保潔部

●內務省令第十三號
大阪都市計畫事業高速度軌道建設受益者負擔ニ關スル件左ノ通定ム

昭和五年四月九日

內務大臣 安達謙藏

大阪都市計畫事業高速度軌道建設受益者負擔ニ關スル件

第一條 大阪市ハ都市計畫事業トシテ其ノ執行スヘキ高速度軌道建設ニ要スル費用ニ充ツル爲本令ノ定ムル所ニ依リ受益者ヲシテ費用ヲ負擔セシムヘシ

第二條 大正九年內務省令第二十八號ノ區劃ハ梅田、淀屋橋、本町、心齋橋、難波、大國町、霞町、天王寺ノ各停車場ニ在リテハ停車場各出入口ノ中心ヨリ二百間以内、南方、阿部野、西田邊、長居、我孫子ノ各停車場ニ在リテハ停車場出入口ノ中心ヨリ四百間以内ノ地域トス但シ負擔區劃重複スルトキハ負擔區劃境界線ノ交叉點ヲ結ブ直線ヲ以テ負擔區劃ノ限界トス

第三條 前條ノ區劃ハ之ヲ左ノ種別ニ分ツ
甲負擔區劃 梅田、淀屋橋、本町、心齋橋、難波ノ各停車場出入口ヲ中心トスル區劃

大阪市電氣局報

法令

乙負擔區劃 大國町、霞町、天王寺ノ各停車場出入口ヲ中心トスル區劃
丙負擔區劃 南方、阿部野、西田邊ノ各停車場出入口ヲ中心トスル區劃
丁負擔區劃 長居、我孫子ノ各停車場出入口ヲ中心トスル區劃

第四條 受益者負擔總額ハ事業費ノ四分ノ一トス
第五條 各負擔區劃內ノ受益者負擔額ハ前條ノ受益者負擔總額ヲ其ノ區劃內ノ面積下左ノ率トノ乘積ニ按分シテ之ヲ定ム

甲負擔區劃 十分
乙負擔區劃 六
丙負擔區劃 五
丁負擔區劃 三

第六條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム
一 各負擔區劃ヲ利益ヲ受クル厚薄ニ依リ一箇又ハ數箇ノ地帶トシ各地帶ニ前條ノ負擔額ヲ一定ノ率ニ依リ配分ス
二 各地帶ニ配分セラレタル負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ各受益者ニ配分ス但シ主要道路及停車場出入口附近ノ道路ニ接スル土地ニ對シテハ道路ノ效用ノ程度及道路ニ接スル部分ノ長ニ應シ地帶ニ配分セラレタル負擔額ノ一部ヲ配分シ殘部ヲ地帶內ノ面積ニ比例シテ配分ス

前項第一號ノ地帶、率及同第二號但書ノ土地ノ區域、配分ノ比率ハ大阪市長之ヲ告示スヘシ
第七條 負擔金ハ其ノ負擔區劃ノ事業着手ノ日ノ現在ニ依

第百八十二號

昭和五年四月五日

電氣局監査課

昭和五年法令(內務省令第十三號) <2510>
消滅地帯及電氣局令158 都市計畫法施行令

リ受益者ヨリ之ヲ納付セシム
前項ノ事業着手ノ日ハ大阪市長之ヲ告示スヘシ
各受益者ノ負擔金額ヲ決定シタルトキハ大阪市長之ヲ各
受益者ニ通知スヘシ

各受益者ハ負擔金額ノトキハ大阪市長ノ相當ト認ムル
擔保ヲ提供シ利子ニ相當スル増負擔金ヲ納付シ前項ノ決
定通知ノ日ヨリ三年ヲ超エザル期間ニ於テ分割延納ヲ求
ムルコトヲ得

第八條 負擔金ガ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者
ノ負擔金額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルト
キハ之ヲ追徴ス但シ大阪市長ニ於テ大差ナシト認ムルト
キハ此ノ限ニ在ラス

第九條 高速度軌道ノ建設ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地
物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附
額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトヲ得

第十條 土地ノ形狀ニ依リ宅地トシテノ利用上斟酌スヘキ
必要アリト認ムルトキハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得

第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ大阪市長之ヲ
定ム
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大阪府令第十七號
大正九年十二月大阪府工場取締規則中左ノ通改正ス
昭和五年四月七日
大阪府知事 柴田善三郎

第二條 工場ノ新設、増設、改造、變更又ハ主要部分ノ修
繕ヲ爲サントスル者ハ左記書類ヲ具シ工事着手二十日以
前ニ之ヲ届出ツヘシ

一 火災豫防上其ノ他保安上危險ノ虞アリト認ムルトキ
二 著シク煤煙、粉塵ヲ發散シ有臭有害ノ瓦斯蒸氣若ハ
廢液ヲ排出シ又ハ騒響、震動ヲ發シ其ノ他危害ヲ生
シ又ハ健康ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

三 其ノ他公共ノ利益ヲ害スル虞アリト認ムルトキ
第十三條 第一項中「取扱主任者」ノ次ニ「瓦斯熔接及熔
斷作業ヲ爲ス工場ニ在リテハ其ノ作業主任者ヲ」ヲ加ヘ、
第二項中「取扱主任者」ヲ「前項ノ主任者」ニ改ム

第十六條ノ二 工業主ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
一 工場ノ入口ニハ工場ノ名稱ヲ標示スルコト
二 工場内ニハ適當ナル消火設備ヲ爲シ有效ニ保持スヘ
シ

三 油浸襪類ハ之ヲ不燃性ノ容器ニ納置スルコト
四 非常口及其ノ通路ハ避難ニ支障ナカラシメ置クコト
五 非常口又ハ危險ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スコ
ト
第十七條ニ左ノ項ヲ加フ
前項第二號ノ場合ニ在リテハ承繼人及被承繼人双方連署
ノ上届出ツヘシ

但シ連署シ能ハサルトキ又ハ工場登錄證ヲ添附シ能ハサ
ルトキハ其ノ事由ヲ届書ニ詳書シ且ツ其ノ事由ヲ確認ス
ルニ足ルヘキ證據書類ヲ添付スヘシ

第二十條 各號中左ノ如ク改ム
二 工場登錄證、使用許可證ヲ他人ニ貸與シ其ノ他他人
ニ名義ヲ假用セシメタルトキ

前ニ之ヲ届出ツヘシ
一 摘要書
二 仕様書
三 圖面
必要ト認ムルトキハ前項以外ノ書類ヲ提出セシムルコト
アルヘシ

届出事項輕易ナルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認メタル
モノニ付テハ第一項ノ期間中ト雖工事ニ着手セシムルコ
トアルヘシ

第一項ノ工事ニシテ作業場ニ非サル建築物ノ工事ニ係ル
トキハ其ノ使用認可後直ニ、又第一項ノ添付書類記載事
項中工事ニ關係ナキ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ施
行前適宜之ヲ届出ツヘシ

第三條 各號中左ノ如ク改ム
一 工業ノ種類、工場ノ名稱及工業主ノ住所氏名(法人
ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所所在地及代表者
ノ氏名)

二 工場ノ位置及市街地建築物法ニ依ル地域並地區
四 建築物ノ名稱(用途)、構材、層數、坪數及棟數並其ノ
建築認可又ハ建築物使用認可番號年月日
八 煙突ノ構材、高、口徑及基數並其ノ建築認可又ハ使用
認可番號年月日

十一 製品ノ種類及作業方法
第五條 第一號中「見取圖」ノ下ニ「建築物ノ主タル用途記
入ヲ要ス」ヲ、第三號中「設備ノ位置」ノ下ニ「及此等相互
間ノ距離」ヲ加フ

第八條 左ノ各號ノ一ニ改定スルコトキハ工事設計ノ變更
三 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
第二十二條 本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ副本ヲ添ヘ其ノ
當應ニ差出スヘキモノハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附 則
本則ハ昭和五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

◎大阪府告示第六十四號
昭和二年大阪府告示第四十三號電氣局運輸乘務員身元保證
規程中左ノ通改正シ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和五年三月三十一日
大阪市長 關

第一條中「女子自動車々掌」ヲ削リ第五條第一號中「自動
車々掌」ヲ削リ同條第四號中「女子自動車々掌」ヲ「自動車々
掌」ニ改ム
第一號様式誓約書中「第三條ノ二」ヲ削ル

◎大阪府告示第七十四號
左ノ銀行ヲ以テ昭和五年度大阪市電氣局現金取扱人ト定メ
大阪市電氣局、其ノ事務所及其ノ出張所ニ於テ事務ヲ取扱
ハシム
昭和五年四月一日
大阪市長 關

記
株式會社 鴻池銀行
株式會社 野村銀行

◎大阪府告示第八十五號
昭和五年四月十五日ヨリ本市乗合自動車第五號、第六號、第

三